

VISION BASKETBALLCLUB 規約

第1条〔名称〕

本バスケットボールクラブ(以下「本クラブ」という)は、VISION BASKETBALLCLUB と称する。

第2条〔目的〕

本クラブは、子どもたちが「自分次第の中で仲間と一生懸命取り組むことを楽しむ」事を一番に考え、子どもたちの心身の健全な育成とスポーツの普及を推進し、会員が互いに協力し合い主体的に活動できる場を目的とする。

第3条〔運営〕

株式会社 ASCONNECT 代表取締役 澤海 朗

第4条〔入会資格〕

本クラブの会員は、以下の要件を満たしたものでなければならない。

1. 目的に賛同し、規約を遵守できる者。(保護者も含む)
2. 会費の納入が可能で、スポーツ安全保険に加入できる者。
3. 心身ともにバスケットボールを行うに適した者。
4. 他クラブチームに所属・登録していない者。
5. 学校行事、部活を早退、欠席せずに参加できる者。
6. 学校行事、部活、通院、家庭の事情以外の理由は認められず、本クラブを優先して参加できる者。

第5条〔入会手続き〕

株式会社 ASCONNECT サイト内の VISION ページを確認し、本人保護者が必要事項を明記し、本クラブに申し込む。

第6条〔会費〕

会員は、次に定める物は必ず購入しなければならない。

1. 入会金・年会費・月会費なし
2. スポーツ保険料 940 円/年度 1 回 ※公益財団法人スポーツ安全協会
3. 練習チケット 800 円/毎 1 回
4. 試合チケット 500 円/毎 1 回
5. クラブ T シャツ(会員原則購入) 2,000 円/初回
6. クラブロン T シャツ(会員原則購入) 2,300 円/初回
7. 試合用リバーシブル(試合希望者) 12,000 円/初回

チケット、ウェア各種についてはクラブアプリにて購入する。

お支払いはクレジットカードで月末締め、アプリ清算後引き落としになります。

退会を希望する者も参加したチケットは購入し、発注したウェアについてはキャンセル、返金はできない。

(交通費)

移動、遠征にかかる費用は、会員負担とする。

第7条〔引退〕

本クラブの引退は中学3年生の年度末を引退とする。

中学3年生の9月末日に参加できる試合の最後とし、以降は第8条4項に従い、年度末まで高校受験勉強を優先とし、保護者の許可をもらい練習には参加できる。

第8条〔退会〕

本クラブからの退会の手続きは以下の通りにする。

1. 代表者に退会の旨を連絡することにより、本クラブを退会することができる。
2. 退会は、連絡した当月末日をもって生ずるものとする。
3. 退会までに会費の滞納がある場合は、すみやかに納入しなければならない。
4. 会員は、中学3年生の年度末を迎えた場合、退会とし会員の資格を喪失する。

第9条〔禁止事項〕

代表者は、会員が以下の事項に1つでも該当するときは、会員の資格を一時停止し、または除名することができる。

1. 法令や社会規範に反する行為。
2. 本クラブの内部情報を第三者に開示する事。
3. 本クラブの秩序・風紀を乱す行為。
4. 本クラブの名誉または利害を害する行為。
5. 本クラブに所属していながら、学校部活外のJBA(日本バスケットボール協会)登録チームで活動する行為。
6. 本クラブを利用して宗教団体、政治団体等、各種団体関連の勧誘及び、一切の活動。
7. 先着入会の為、本クラブにエントリーをして入会后練習に来ない行為。
8. 保護者から指導者に対し選手起用、指導方針、指導方法に対し意見・批判。
9. 保護者から練習及び試合時に、選手に対し直接の指導・罵倒。
10. 学校行事、部活、家庭の事情以外の塾や習い事を練習と同じ曜日に充て、欠席・遅刻する行為。
春季講習・夏期講習・秋季講習・冬季講習などの長期休暇時の通常時と異なる事情が出来た時は必ず報告する。
11. 参加停止、除名処分が適当と考えられる行為。

第10条〔除名〕

会員が次の事項いずれかに該当した場合は、直ちに除名することが出来る。

1. 本規約に違反したとき。
2. 法令や社会規範に反する行為。
3. 会費等の支払いを2ヶ月以上滞納し、催促を受けても期限までに支払いのないとき。
4. 除名処分が適当と考えられる行為。

第11条〔傷害・事故〕

1. 本クラブの活動に参加するための行き帰りでの事故等に対し、本クラブは一切の責任を負わない。
2. 本クラブ選手に対し、チーム活動中において事故のないよう万全の注意を払うが、練習・試合中の不測の事故による障害に対しての補償については、スポーツ保険の適用範囲内とし、それ以外の補償は負わないものとする。
3. 本クラブは選手がチーム活動中に怪我をした場合には、応急処置を行い、救急を要する場合は救急搬送等の適切と考えられる対応を行うが、その予後に関しては責任を負わない。
4. 会員は、本クラブにおける活動及び本施設利用に際しては、コーチ及び施設責任者の指示及び本クラブの諸規

則にしたがって行動するものとし、これに違背して災難・傷害その他の事故が発生しても本クラブ及びコーチに対し何ら損害賠償を請求しない。

第12条〔個人情報の取り扱い〕

会員の個人情報に関し、以下の通りにする。

1. 本クラブが取得した会員の個人情報を、法令や関連規則に沿って厳正に取り扱う。
2. 個人情報の利用に関しては、アプリメール、LINE 等による活動に関する諸連絡、保護者からの問い合わせ・依頼等への対応などに限るものとする。
3. クラブ活動中のクラブ員の映った写真や動画に関し、広報活動、活動記録を目的とし、ホームページ、SNS、パンフレット等に掲載することがある。
会員ならびに保護者はそれを了承の上で入会したものとする。

第13条〔クラブの解散〕

本クラブは、社会情勢の変化、その他本クラブの継続を困難とする事由が生じた場合には3ヶ月前に予告する事により無条件に閉鎖することが出来る。

ただし、天災、地変その他不可抗力により本クラブの継続が不可能となったときは、予告をせずに直ちに閉鎖することが出来る。

第14条〔改正及び細則〕

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正できるとともに、本規約に定めない事項について細則を定めることが出来る。

第15条〔施行〕

本規約は、令和8年3月1日から施行する。